

A重油（松原ポンプ場用）

仕様書

（ 一 般 ）

第1条 本仕様書にて購入するA重油（松原ポンプ場用）（以下「A重油」という。）は、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）において非常用発電設備用として使用するものである。

（関係法令等の遵守）

第2条 A重油納入者（以下「納入者」という。）は、A重油の納入に関するすべての関係法令等を遵守しなければならない。

（ 品 質 ）

第3条 本仕様書に基づき納入するA重油は、次の品質規格に適合すること。

JIS K2205（1種1号）に基づき下表に適合する製品とする。

項 目	規 格
種類	1種1号
反応	中性
引火点[°C]	60以上
動粘度(50°C)[mm ² /s]	20以下
流動点	5以下
残留炭素質量%	4以下
水分容積%	0.3以下
灰分質量	0.05以下
硫黄分質量%	0.5以下

（ 品質の検査 ）

第4条 落札候補者は、前条に示した項目に適合することを証明する品質証明書を企業団に提出しなければならない。

- 2 納入者は、納入の際、企業団職員立会いを受けなければならない。
- 3 納入したA重油が、前項の品質証明書により確認できない場合、地下タンクへ圧送してはならない。万一、地下タンクへ圧送した場合は納入者の責任により取り替えるものとする。また、地下タンクに残存しているA重油と前条の規格等に適合しないA重油が混合した場合は、槽内全量を速やかに、かつ支障のないように納入者の責任により取り替え等を行うものとする。

（ 納 入 ）

第5条 納入場所は松原ポンプ場（松原市上田六丁目地内）とし、企業団職員の指示する地下燃料タンクに納入すること。

- 2 納入者は、納入に先立って企業団職員に納入日時の指示を受け、その指示された日時にA重油を納入しなければならない。納入日時は、原則として

閉庁日を除く午前9時から午後4時30分までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。

3 納入者は、次の各号に掲げる事項を納入計画書として作成し、企業団の承認を得なければならない。

- (1) 納入に関する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）の経歴書
- (2) 運搬経路図
- (3) 緊急時の連絡体制表
- (4) 納入作業を行う者（以下「納入従事者」という。）の運転免許証及び取扱いに必要な資格証の写し及び名簿
- (5) 納入に使用する車両（以下「タンクローリー」という。）の車検証の写し及び写真（車両前面、側面各1枚）
- (6) 納入手順書

（設 備）

第6条 場内道路にタンクローリーを停車して給油する際、納入用ホース長は12m程度必要である。

場内の地下タンクは50kL/基×4基であり、それぞれに65Aの給油口が設置されている。

場内道路は幅員5m程度である。

2 納入者は、タンクローリーの納入用ホースと企業団受入れ口を接続するアダプター管を、必要に応じて納入時に用意しなければならない。

（購入数量）

第7条 A重油購入予定数量は8,900Lとする。

（契約期間）

第8条 契約期間は、契約締結の日から令和6年3月15日までとする。

（疑義等の決定）

第9条 この仕様書に定めのない事項、又は、契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、企業団及び納入者協議のうえこれを定める。